

山梨県障害者施策推進協議会公募委員選考実施要領

1 趣旨

この要領は、山梨県障害者施策推進協議会の公募委員（以下「公募委員」という。）を選考するための手続きを定める。

2 選考方法

公募委員の選考は、小論文及び応募申込書による。

(1) 事前審査

山梨県障害者施策推進協議会公募委員選考委員会の委員は、小論文の内容について、あらかじめ別紙山梨県障害者施策推進協議会公募委員審査表により審査し、選考委員会に臨むものとする。

(2) 選考委員会

小論文の事前審査の集計結果をもとに、応募申込書の内容等含めて総合的に判断し、公募委員を選考する。

なお、選考の際には、委員の年齢構成を均衡のとれたものとするため、青年層をはじめ幅広い年齢層からの選任、新規委員の選任、及び女性委員の構成割合が、5分の2以上の選任に配慮するものとする。

3 審査方法

(1) 審査項目及び着眼点

次の審査項目ごとに定める、それぞれの着眼点に沿って5段階の評定基準のいずれに該当するかを評定する。

審査項目	着 眼 点
人物評価	委員として有益な知識や経験等を有しているか。
小論文評価	ア テーマと内容が合致しているか。
	イ 論旨が明確であるか。
	ウ 建設的な意見が述べられているか。
	エ 意見は公平な見地から述べられているか。
	オ 山梨県の障害者施策への関心、熱意を有しているか。

(2) 5段階の評定基準

- 「良い」 → 5
- 「やや良い」 → 4
- 「普通」 → 3
- 「やや劣る」 → 2
- 「劣る」 → 1

別紙

山梨県障害者施策推進協議会公募委員審査表

選考委員氏名 _____

応募者氏名 _____

審査項目	着 眼 点	評点
人物評価	委員として有益な知識や経験等を有しているか。	
小論文評価	ア テーマと内容が合致しているか。	
	イ 論旨が明確であるか。	
	ウ 建設的な意見が述べられているか。	
	エ 意見は公平な見地から述べられているか。	
	オ 山梨県の障害者施策への関心、熱意を有しているか。	
	合計	